(一) 第718 昭和27年9月25日 第三種郵便物認可 THE MIIKE (毎月1・16日発行) 昭和37年(1962)10月16日 (火)

発行所
三池炭鉱労働組合
大牟田市不知火町2
電話3033番 7140番
編集兼発行人 澁田紀生

調査団はわれわれの要求を事実上認めないことが明らかだ。一方的合理化を全労働者の連帯でたたき返そう!!

＝クビ切り答申に対決＝

一切の力を集中!!

ゼネスト 大動員 炭労臨時大会で方針決定

炭労第三十六回臨時大会は十月十日から十三日まで、東京電通会館でひらかれた。今回の臨時大会は、石炭調査団の対政府答申提示のさ中にひらかれ、七六、〇〇〇人のクビ切り案粉砕のために、政転斗争をどう展開するかという一点に集中され、十二日には代表者会議が午後九時にも及ぶというしだいであった。そして大会は、クビ切り答申案を拒否し、あくまで雇用の安定を中心要求として、ゼネスト、大動員、地域共斗を基礎に斗いをすすめる「政転斗争推進に関する方針」を決定した。

大会の経過の大要を集約するにあたって、まず次の各項を明らかにしたい。

(1)討議資料

(イ)議案書（十月五日より配布済み）(ロ)大会議事摘録（十月十六日より配布済み）の修正・補強された大会決定方針（十月二十三日に配布する）

(2)三池労組としての態度

第六回中央委員会（八月五日）で「政転斗争推進」に対する態度は討議決定済みである。

(3)三池労組としての今後の方針は本大会諸決定との関連において別途提案。

政転斗争推進に関する方針（第一号議案）

一、斗いに対する構えについての討議

(1)指導部側からの決意

古賀委員長

九月二十八日に示された調査団の答申大綱は、昨年秋いらい一カ年にわたる大斗争によってわれわれが要求したものとは全く程遠いものがあり、これまでの斗いを総かつして不動の斗争方針を確立し、あくまで斗い抜きたい。

太田総評議長

三池では一、二〇〇人、こんどは七万人の指名解雇反対の斗いだ。全総評のゼネストを決意しカンパ体制だけではなく共斗を強化するためにも、炭労から各県へのオルグ団二、〇〇〇名の派遣を要請し、七万人のクビ切りに対決する労仂者の怒りがどんなものか、政府、独占に思いしらせるため、あくまで十二月の国会段階での対決を組み上げ徹底的に斗かおう。

原顧問（前委員長）

調査団の結論については「労仂者を人間として扱うことについては資本主義ではできないという判決が下った」ものとして受取るべきだろう。こういう事態では、いよいよ組織づくりと労仂運動にて身する人づくりとを緊急にし、その中で戦術と路線と展望とが組み上げられるという運動の原則に帰ることが大切だと思う。

社会党（成田組織局長）

調査団は、石炭鉱業審議会を改組し、年次別に地方別に生産・雇用計画を決定することによりクビ切りは行なわれない――といっているが、何ら政府としての保障は出されていない。社会党は完全共斗を決意している。以上のように強い決意が挨拶の中で行なわれた。

このように炭労の政転斗争は、国家独占資本主義段階における最大の斗いとして支えられ、注目されている。

(2)斗争路線について

調査団に期待をかけるあまさを克服し、閣議決定に圧力をかけることよりも、十二月の国会段階に全力を集中し、総評全労仂者との共斗と地域共斗を強化せよ。その土台として各個のなしくずし合理化に対決する生産点での抵抗斗争を重大な決意をもって実施すべきだ。

十二月の国会段階では、あらゆる戦術と行動で最大限の抵抗を組むべきである。

二、具体的な斗争展開についての討議

(1)最賃制について

全国の坑内一六、〇〇〇円の答申については、法制化の第一歩として考え、一応諒解せざるを得ないが、坑外ならびに中小炭鉱についてはあくまで要求として斗うべきだ。

(2)戦術上の問題について

中央動員重視でなく、また画一ストでのスタートを排し、あくまで斗いを盛り上げ、積み上げるスト戦術を組み、動員については敵の出方いかんで柔軟性を発揮せよ。

転場組織の再点検と反合理化斗争の強化をはかれ。さらに総評よりの各県オルグ二、〇〇〇名の要請には即時こたえるべきである。

(3)地域共斗について

現段階では、要求と行動の統一について関係組織間で十分話合いをもち、地域共斗の実効を上げるため努力せよ。

斗争強化にあたり、四月六日の時点というよりは、三池斗争の時点に立帰るべきである。

(4)予算について

血の一滴のような貴重なカンパを多額に必要とする斗いであるが、予算または見込みについても十分な資料を出せ。

三、結論

右のような討議の結果、原案をきわめて広範に修正、補強した別紙「方針」を方場一致で確認し、この方針の完全消化が強く要望された。

一万六千円を答申（坑内）

最低賃金審議会が提出

最低賃金制について大会では、第一号議案中の最賃の追加提案が岡事務局長から「中斗委員会としては、現在進められている中央最低賃金審議会の中で、炭鉱労仂者の最低賃金を斗いとるという基本的な方針で進むべきではないかと判断した」と、最賃の経過と国会段階での社会党による提案などに触れて提案した。大会での討議でふれているように、今回の一六、〇〇〇円の答申は法制化の第一歩と考えやむを得ないが、坑外並びに中小炭鉱についてはあくまで要求として斗えとの意見を附して、提案をりょう解した。

問題の中央最低賃金審議会（会長中山伊知郎）の答申は、十月十一日労仂大臣あて提示されたが、その内容はつぎのとおりである。

石炭鉱業の最低賃金制に対する答申

本審議会は石炭鉱業における最低賃金制について、昭和三五年一〇月二五日以来、小委員会を開催すること一一回、専門部会を開催すること一二回、またこの間小委員会委員または専門部会委員による北九州筑豊地区、東部常磐地区及び北海道夕張地区において実地視察を行なうなど、慎重に審議を重ねてきた。その結果別紙のとおりの結論に達したので、答申する。

なお、本事案の審議に当った本審議会の小委員会及び専門部会委員の氏名は次のとおりである。（省略）

（別紙）

石炭鑛業における最賃制について

石炭鉱業における最低賃金制の一般的意義については、先般の中間答申において明らかにしたところであるが、その後における石炭鉱業専門部会の審議結果などによってみるに、本審議会は、石炭鉱業のおかれている深刻な特殊事情、すなわち、本産業の当面している不況は、最近のエネルギー流体化への動向を反映した需要構成の急激な変化、およびこれに対処すべき生産体制上の欠陥の両者に由来するものであるとの基本的認識に立って、雇用の安定、ひいては本産業の安定的発展に寄与せしめる観点から、石炭鉱業合理化政策の一環として、本制度を導入することが適切であると考える。

しかしながら、本産業においては今後の合理化進行過程においてその生産構造になおかなりの変化が生ずることが予想されるので、本制度の導入に当ってはこれらの事情を十分考慮し、これに対応する方途について慎重な配慮を払う必要がある。上記の観点から当面は次によって最低賃金制を実施することが適当と認められる。

(1)最低賃金の内容について

最低賃金の内容は次のとおりとする

①適用される地域は全国とする

②適用される使用者は、石炭鉱業を営む使用者とし、適用される労仂者は、これら使用者に使用され、石炭鉱業の坑内作業に従事する者とする。

③最低賃金額は、一カ月一六、〇〇〇円とする。

④最低賃金の効力発生の時期は昭和三八年四月一日とする。

但し、大手一八社以外の炭鉱については、上記期日から二年間適用を猶予する。なお、上記④の但し書きの猶予期間については、その満了に先立って石炭鉱業の実態調査を行ない、その結果に基づいて猶予期間について検討を加え、さらに一年間を限度としてこれを延長することができるものとする。

(2)最低賃金の決定方式について

前文にも明らかなとおり、本最低賃金は石炭政策の一環をになう性格を有するものであるので、国としても主導的立場においてこれを取り上げることが適切であるとの観点から、その決定方式としては「最低賃金審議会の調査審議に基づく最低賃金」によることが適当と認められる。

しかしながら、本最低賃金決定の経緯にかんがみ、関係者においては、その発効に至るまでの間において、本最低賃金への移行を円滑ならしめるよう格段の努力を払うことが望ましい。

23日に24時間スト

炭労、全支部一斉に突入

炭労中斗委員会（戦術委員会）は十七日、当面の諸情勢を分析し、去る第三十六回臨時大会の決定による十月段階の実力行使について検討を行なった結果、十月二十三日の一斉二十四時間ストライキを決定し、次のように同日中斗発第四〇号指令を発した。

× × ×

政転斗争実力行使突入に関する指令

石炭調査団は完全にわれわれの期待を裏切り、十月十三日七万人の首切り答申を行なった。第三十六回臨時大会は答申案を拒否し、雇用安定を中心とする四項目の基本要求を確認、その貫徹に向って断固として斗い抜くことを固く意志統一した。そして大会以降秋から冬への基本的斗争路線を設定、十月中・下旬の段階においては三、〇〇〇人の中央動員を核に、五〇〇人の本土縦断大行進、地方・地域における共斗の結合、さらに生産的における対決として二十三日を目途に二十四時間のストライキ行動を実施することを決定した。

一方、総評を中心として秋季斗争に立上っている日本の労仂者階級は、われわれの政転斗争を核として日韓会談粉砕、失対打切り反対全鉱の合理化反対、公務員の賃上げ、合化新日窒の諸斗争を中心にしだいに昂揚をみせ、十月下旬には二十三日秋斗第一次統一行動として、全単産が時間外転場大会以上の行動をとり、中央における十万人決起大会を頂点に全国的規模で地方・地域段階の集会を実施することとなっている。さらに、この日を中心に失対打切り社会補償予算要求などの中央行動が展開され、秋斗の第一次昂揚段階に入る中斗委員会は右のような諸情勢を分析し、大会決定に基づく十月段階の実力行使について検討を行なった結果、つぎの通り決定した。よって左記の通り指示する。

記

一、実力行使

(1)斗争指標……石炭政策転換諸要求の貫徹。具体的には①雇用の安定（法による解雇制限と離転者の対策）②炭鉱最低賃金制の確立（坑外夫一万二〇〇〇円と大手、中小の一斉実施）③石炭産業の基盤確立（総合エネルギー政策の確立需要・生産枠の拡大、鉱区解放）④産炭地域の振興、石炭資本に対する抗議、首切りを中心とする合理化の中止

(2)突入支部、期日、規模……炭労傘下全支部は十月二十三日一番方より一斉二十四時間ストライキ

(3)保安要員……従来の慣行に従い、山元において協議決定する

(4)ストライキの通告……大手各社については中央本部より本社へ通告するが、中小支部については地方本部で通告せよ

二、ストライキ決行時における行動（略）

……

註、三池労組は山元指令第四七号により本ストライキに突入する。

政転斗争第三次動員予算（第二号議案）

前項の討議で明らかだが、答申案と政府、独占のクビ切り合理化を粉砕するためには、必要なカンパ体制をとることが確認された。原案のAランク二、三〇〇円プラス各県逆オルグ一、四〇〇名分が見込まれるが、十一、十二月段階の見込みとして四、一〇〇円の内示があった。詳細は別紙の通りである。

期手斗争に関する件（第三号議案）

格差、分割払い、三池における協定不履行などについて討議された上で、前期通り三五、〇〇〇円の要求を確認した。三権投票結果は投票総数一一七、賛成一一五、反対二票である。